

法人税R4／減価償却R4 減価償却連動対象バージョンの制限について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は、エプソン製品をご利用くださいます。誠にありがとうございます。

さて、税制改正の改版プログラムとして「法人税R4 Ver. 22. 10」と「減価償却R4 Ver. 22. 10」のリリースを予定しており、令和4年度改正により様式変更となった別表十六(一)(二)(四)の対応を行います。つきましては、これら別表十六の変更に伴い減価償却連動の対象バージョンが制限されます。

ご多忙中誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認くださいませようお願いいたします。

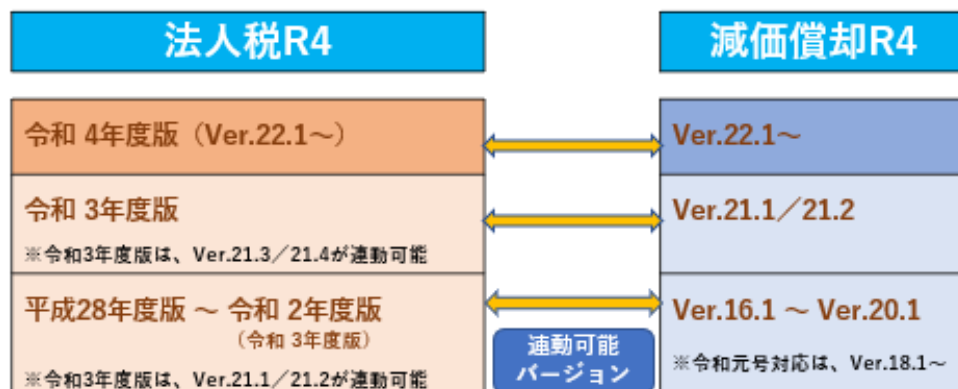
敬具

記

減価償却連動の対象バージョンの制限について

5月23日リリースの法人税R4 令和4年度版(Ver. 22. 10)より、「減価償却システムとの連動」機能で別表十六や別表四(償却超過額と当期認容額)が取り込み可能な減価償却R4のバージョンは、Ver. 22. 10(6月初旬リリース予定)以降になります。

法人税R4 令和4年度版で減価償却連動を実行する場合、減価償却R4はVer. 22. 10以降のバージョンを使用していただく必要があります。



また減価償却R4 Ver. 22. 10に移行(データ変換)したデータは、法人税R4 令和3年度版で減価償却連動を実行することはできません。

特に申告期限延長の申請をして、令和3年度の確定申告が6月以降まだ終了していない法人データの場合は、少なくとも申告が終了するまでは、減価償却R4側のデータはVer. 22. 10に移行しないでください。

■法人税R4側からみた減価償却連動の対象バージョンの制限

- 令和4年度版は、減価償却R4 Ver. 22. 1以降のバージョンと連動できます。Ver. 21. 2以前のバージョンとは連動できません。
- 令和3年度版(Ver. 21. 3~)は、減価償却R4 Ver. 22. 1以降のバージョンとは連動できません。Ver. 21. 2以前のバージョンとは連動できます(現行の動作)。

■減価償却R4側からみた減価償却連動の対象バージョンの制限

- Ver. 22. 1は、法人税R4 令和4年度版(Ver. 22. 1~)以降のバージョンと連動できます。令和3年度版以前のバージョンとは連動できません。
- Ver. 21. 2以前のバージョンは、法人税R4 令和4年度版以降のバージョンとは連動できません。Ver. 21. 1/21. 2は、令和3年度版(Ver. 21. 3~)とは連動できます(現行の動作)。

※「減価償却R4 Ver. 22. 10」のリリース日程や対応内容の詳細等は、別途ご案内いたします。

以上、よろしくお願いたします。